

# 平成 21 年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書の概要 (法科大学院)

認証評価の有効性や適切性について検証し、評価内容・方法等の改善に役立てることを目的に、平成 21 年度に実施した認証評価について、対象法科大学院及び評価担当者へのアンケートを実施。

## 【アンケート回収状況】

◇法科大学院認証評価

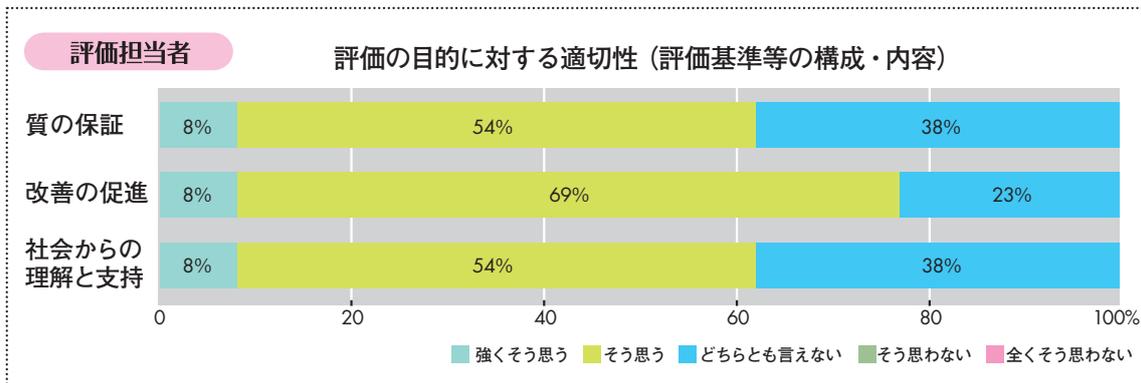
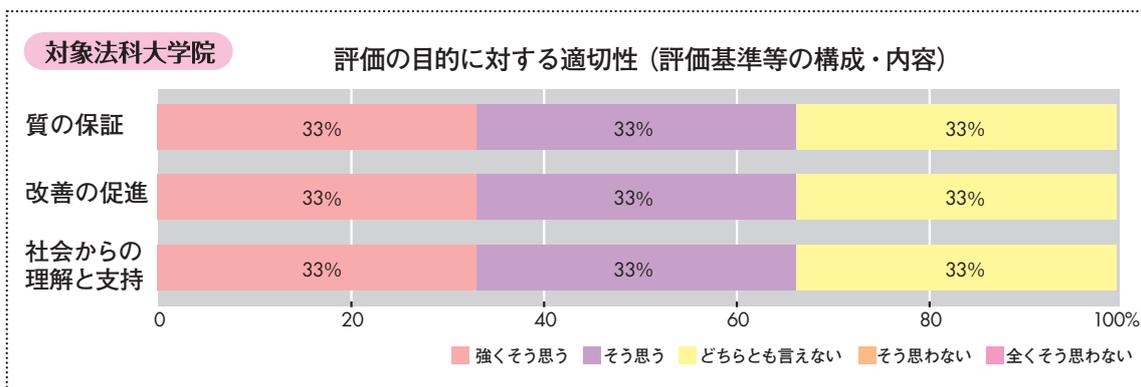
対象法科大学院 3 校すべてから回答

評価担当者（部会構成員）19 名中 13 名から回答（回収率 68%）

## 1 検証結果の概要

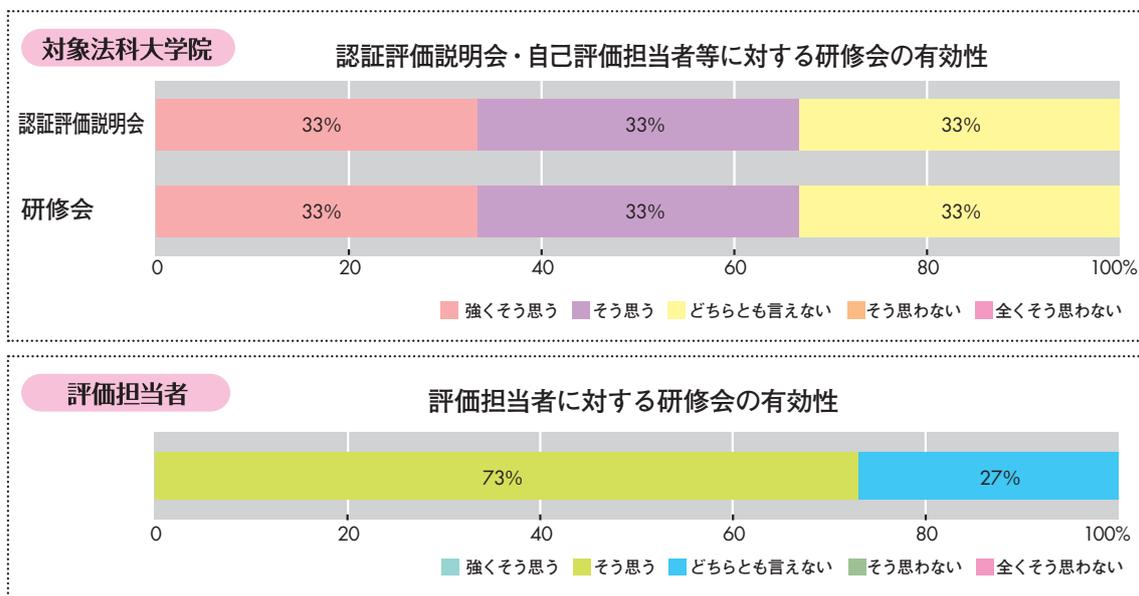
### ■ 機構が定めた基準・解釈指針について

基準等の構成・内容は、対象法科大学院、評価担当者ともに「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の 3 つの目的に照らし概ね適切であり、教育活動を中心に設定していることも適切であると回答している。



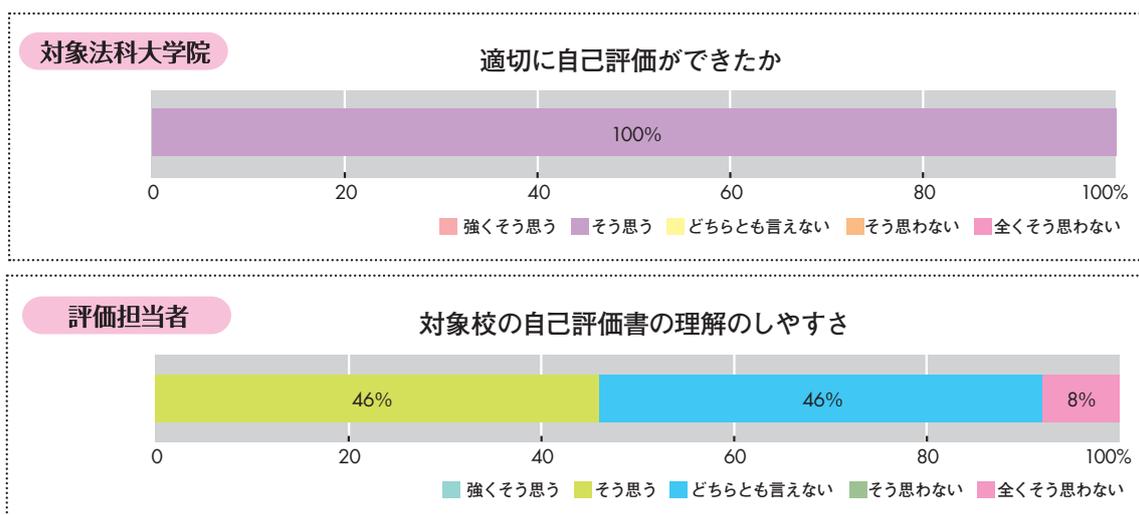
## 説明会・研修会について

認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会、及び評価担当者に対する研修会については、いずれも概ね有効であると回答している。



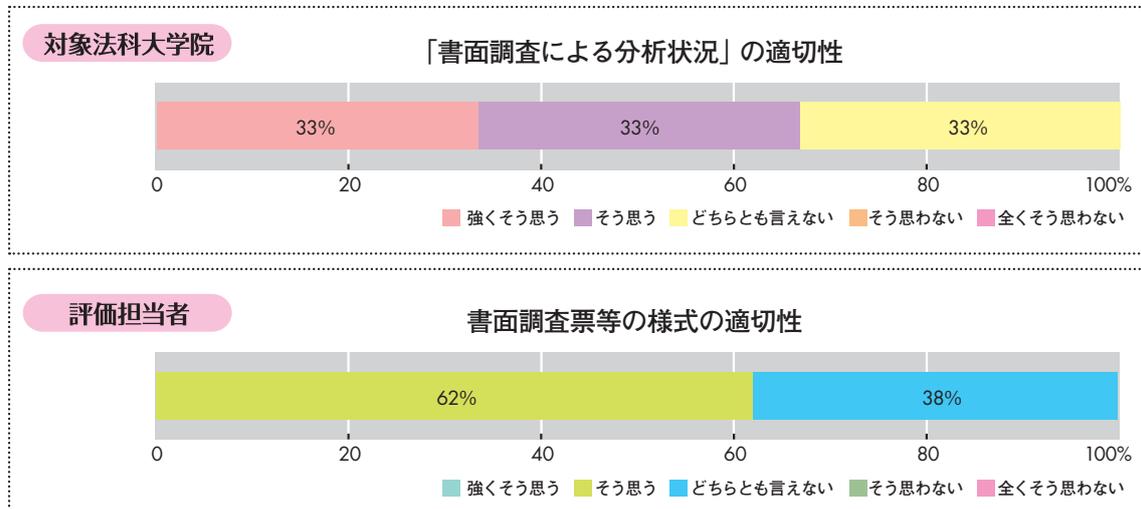
## 自己評価書について

対象法科大学院は適切に自己評価を行うことができたとしている。しかし、評価担当者からは、自己評価書が理解しやすかったとする回答は約4割にとどまり、自己評価書の記述の根拠が十分でない、一貫性がないなどの指摘が見られた。引き続き、説明会・研修会を通じ自己評価書作成に当たっての留意点の説明の工夫を行うこと等が望まれる。

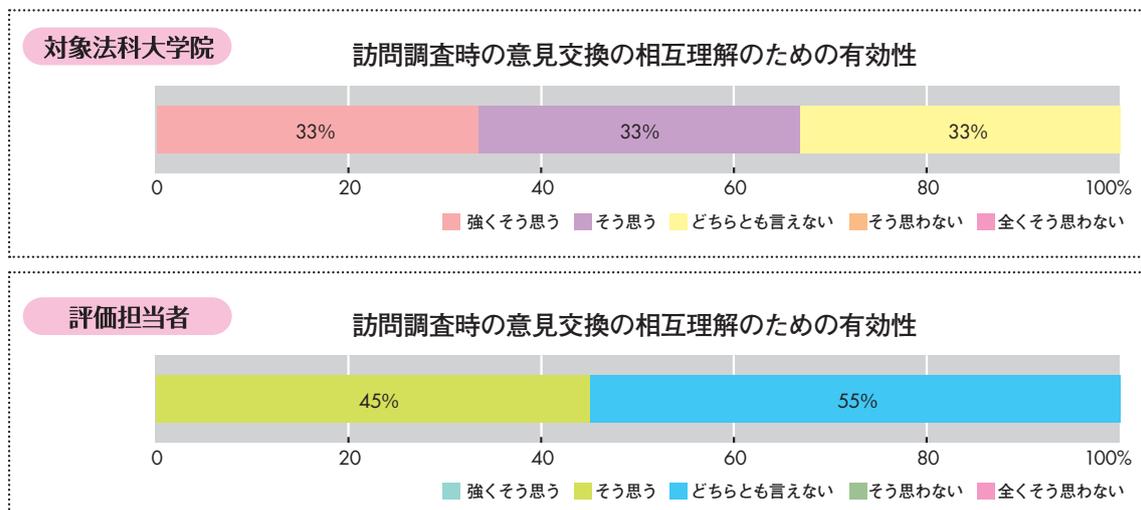


## 書面調査・訪問調査について

「書面調査による分析状況」の内容については、対象法科大学院・評価担当者とも約6割が肯定的な回答をしているものの、引き続き、分析方法について工夫していくことが望まれる。

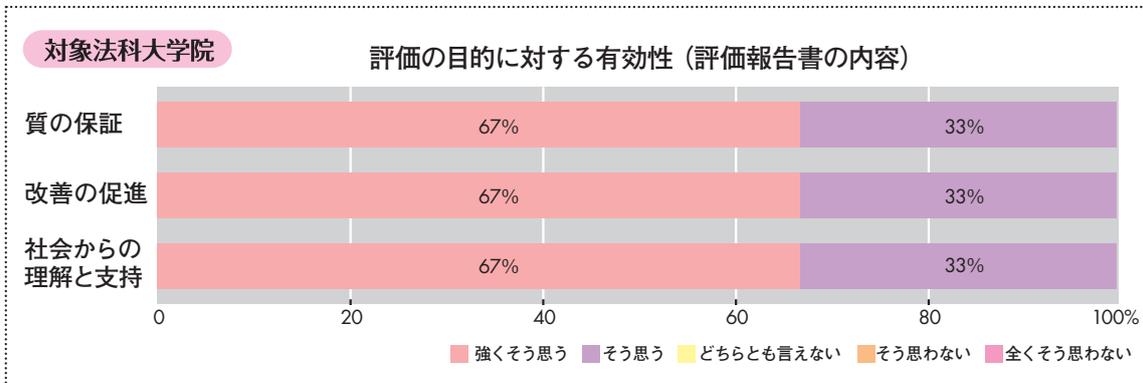


訪問調査の実施内容については、対象法科大学院の約6割が肯定的な回答をしている。また、訪問調査時の意見交換において共通理解を得ることができたかについては、肯定的な回答が対象法科大学院については約6割、評価担当者については約4割にとどまり、引き続き、より効果を得るための工夫について検討することが望まれる。

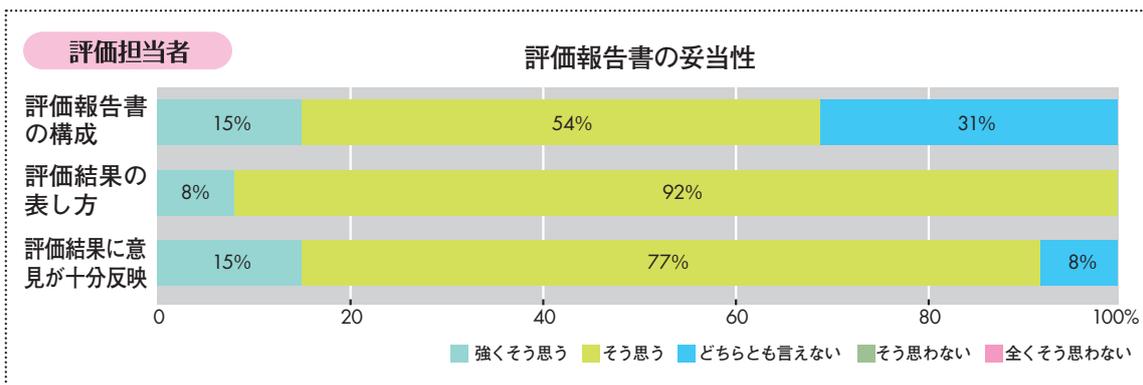


## 評価報告書について

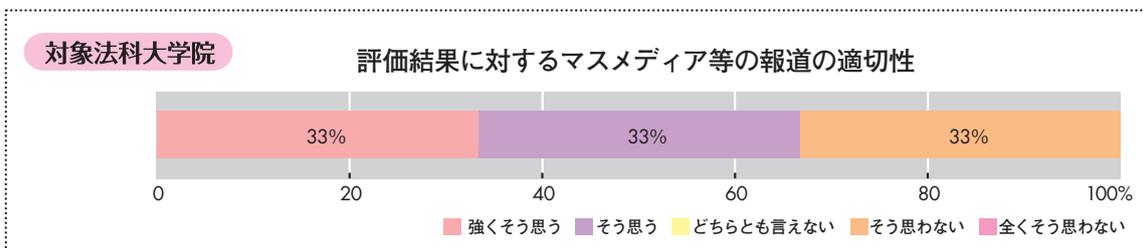
評価報告書の内容について、対象法科大学院は、「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らし全て適切であり、その実態等に即したものであると回答している。



評価担当者は、評価報告書の構成、評価結果の表し方や自らの意見の評価報告書への反映についておおよそ妥当であると回答している。

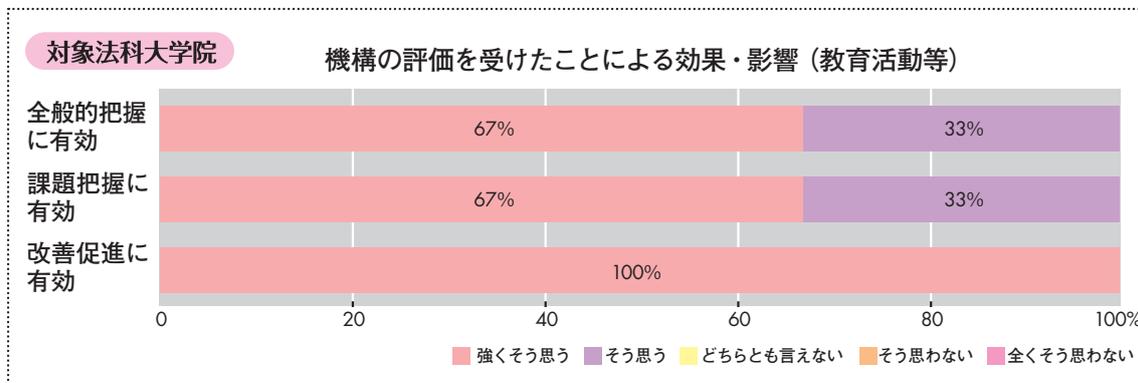


評価結果を受けてのマスメディア等の報道の適切性は、対象法科大学院の回答において、2校が肯定的に回答しているが、否定的な回答も1校あることから、引き続き、法科大学院認証評価制度や機構の行う評価の趣旨・内容について社会からの理解が得られるよう、わかりやすく説明していくことが望まれる。

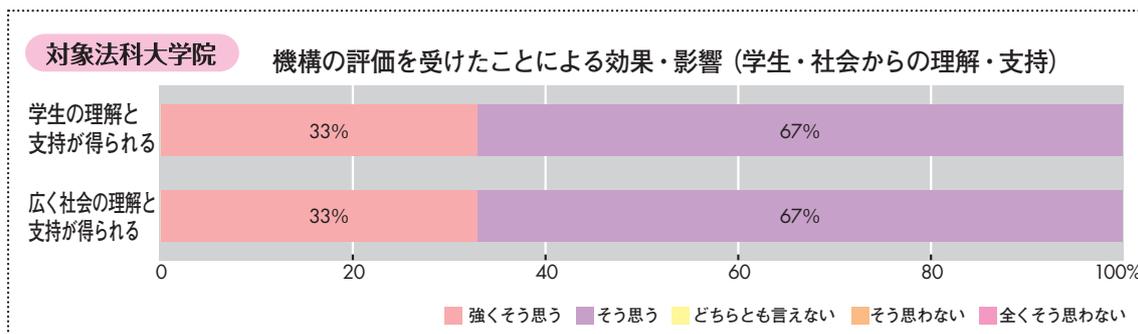


## 評価を受けたことによる効果・影響について

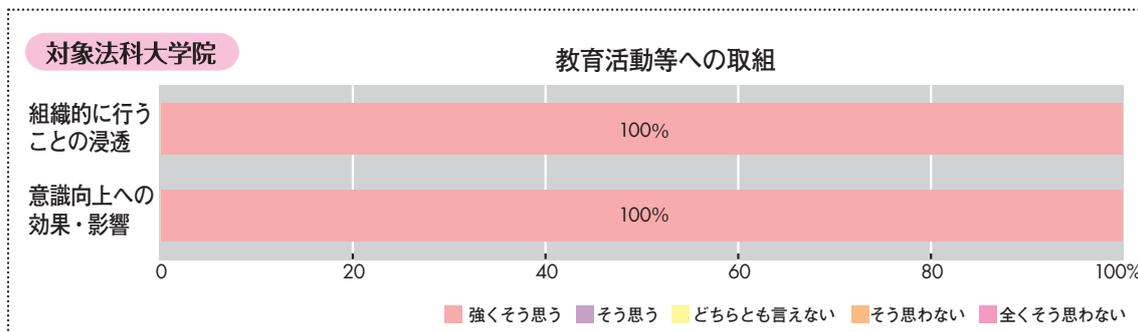
対象法科大学院は、機構の評価を受けたことにより、教育活動等の状況や課題の把握に役立つとともに、教育活動等の改善の促進につながるものとして、その効果・影響があると全て肯定的に回答している。



また、学生又は広く社会の理解・支持が得られたかどうかについては、全て肯定的な回答であり、機構の評価を受けたことによる効果・影響が少なからずあることが認められる。



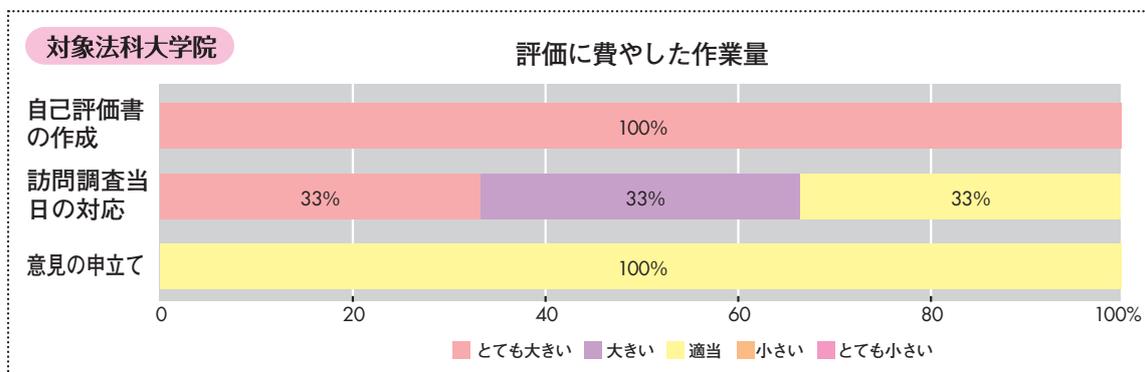
さらに、教育活動等を組織的に行うことの重要性が教職員に浸透したこと及び意識向上についても、全ての対象法科大学院が「強くそう思う」と回答し、効果・影響があるとしている。



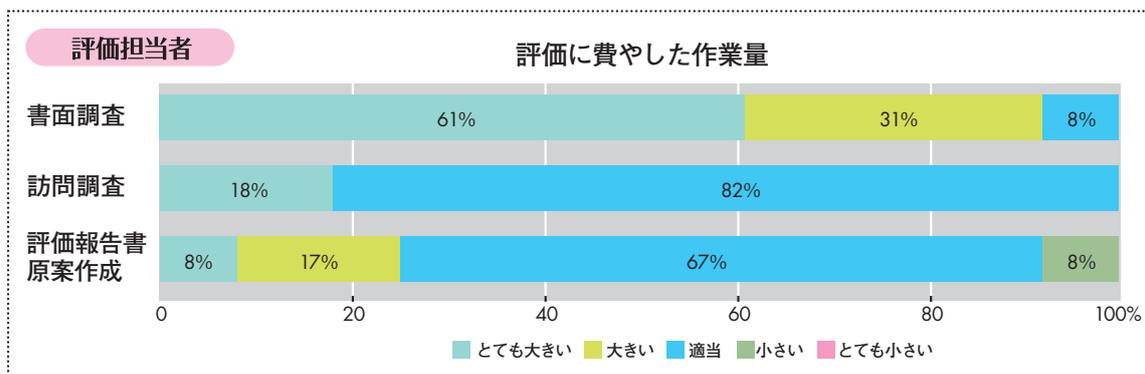
自己評価の実施及び機構の評価結果を踏まえた改善・向上への取組は各対象法科大学院において着実に実行されている。（具体的な改善事例は別紙1のとおり）

## 評価の作業量等について

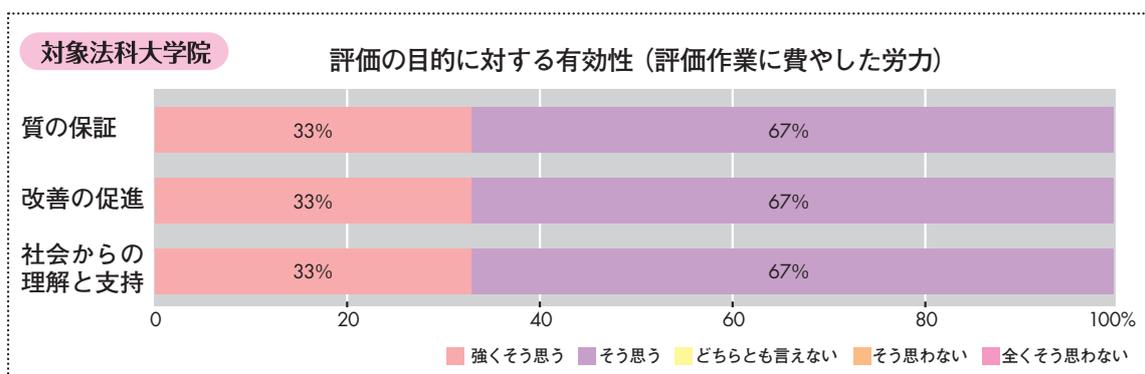
対象法科大学院は、自己評価書の作成に係る作業量がとても大きいと感じており、引き続き作業量軽減のための工夫が望まれる。



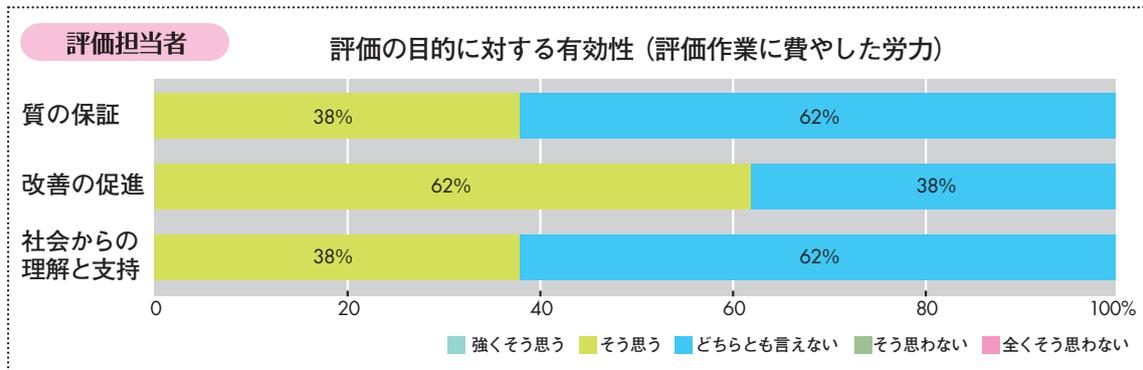
評価担当者も、自己評価書の書面調査の作業量が大きいと感じており、引き続き作業量軽減のための工夫が望まれる。



対象法科大学院は、評価作業の負担は大きいとしているが、その作業に費やした労力は、全ての対象法科大学院で評価の目的（「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」）に見合うものであるとしている。



評価担当者は、評価作業に費やした労力について「改善の促進」について評価の目的に見合うものであるとする回答が多かったものの「質の保証」「社会からの理解と支持」についてはどちらとも言えないとする回答が約6割あったことから、今後の検討の中で考慮が必要とされる。



## 認証評価結果を受けた対象校の改善取組の例 (代表的なものを抽出)

- 科目区分と授業内容の不一致な2科目について科目区分と内容を一致させることとした。
- 時間割を作成するにあたり、履修希望の多い授業科目については、重複しないように時間割の調整を行い、履修の機会を確保した。
- 試験準備時間をとれるよう計画することとした。
- 研究科規則の改正により3年次の履修上限値を明確にした。
- F D全体会議で教員間の統一意識として確認を行い修正した。
- 自己評価書作成に当たってより一層の注意を払うこととした。
- F D全体会議で教員間の統一意識として確認を行った。
- 各科目の期末試験及びレポートの採点基準については、教員に採点結果と併せて採点基準等を示した書面の提出を求め、その採点基準等は講評会における配付または事務室内における閲覧により、全ての授業科目について、学生に告知することとした。
- 平成23年度入試から科目を見直し、1年次の法律基本科目と対応するようにした。
- 今回の評価実施後、授業科目と適合する研究業績をあげた。

## 認証評価の改善・充実のための機構の取組例

### 評価基準関係

- 平成23年度から2巡目の評価を行うにあたって、1巡目の評価でいただいた各年度の「認証評価に関する検証のためのアンケート」における対象校と評価担当者からの意見及び中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の報告書における提言等を踏まえ、「法科大学院評価基準要綱」等の改定を行った。

### 研修会関係

- 法科大学院を置く国公立大学の評価担当教職員等を対象として、2巡目の評価に向けた「法科大学院評価基準要綱」等の改定に伴い、当機構が実施する法科大学院認証評価の趣旨・目的、実施方法等についての説明を行うため、「法科大学院認証評価に関する説明会」を行った。  
説明会では、「法科大学院評価基準要綱の主な改定点」、「教員組織調査について」、「自己評価実施要項等について」及び「法科大学院認証評価申請手続き（平成23年度）について」の主な改定点を中心に説明を行い、その後、参加者との間で質疑応答を行った。